

改正

平成18年3月31日教委告示第6号

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内の小・中学校における不登校、いじめ等の問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的活動を行い、全市一体となって問題解決を図るため、佐久市不登校等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市内の小・中学校に設置している「不登校等対策委員会」等との連携を図り、情報交換、情報提供等を行い、総合的な対策を検討するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 小・中学校長
- (3) 専門医師
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係団体の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員会)

第5条 協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、当面する重要な事項について研究協議するものとする。

3 専門委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 協議会の委員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(会議)

第6条 協議会及び専門委員会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、会長が会議の議長となる。

3 会長は、協議会にて必要とする者の出席を求め、又はその意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、教育委員会学校教育部学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日教委告示第6号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。